

平成26年度税制改正への対応について

1 改正の背景

平成26年度税制改正については、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生及び税制抜本改革の着実な実施のため、所要の税制措置を講ずるものとして、平成26年4月1日に地方税法等の一部が改正されました。

このことから、今後施行されるものについて、津市市税条例において所要の改正を行おうとするものです。

2 条例改正にかかわる内容

(1) 法人住民税に係る改正

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が「地方法人税（新設）」として国税化され、地方交付税の原資とされます。これに伴い、法人住民税については、法人税割の標準税率及び制限税率が平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から引下げられます。

ア 法人住民税法人税割の税率の改正 <標準税率（制限税率）>

	現 行	改正後	引下げ率
市民税	12.3%（14.7%）	9.7%（12.1%）	△2.6%
県民税	5.0%（6.0%）	3.2%（4.2%）	△1.8%
合 計			△4.4%

本市の法人税割の税率改正

法人の区分（資本金等の額）	現 行	改正後	引下げ率
1億円を超える法人	13.5%	10.9%	△2.6%
1億円以下の法人	12.3%	9.7%	△2.6%

イ 地方法人税の創設（国税）

地方法人税法が新たに整備され、法人税額を課税標準として、税率は4.4%（法人住民税の税率引下げ分相当）で課税されます。

(2) 軽自動車税に係る改正

国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、原付、二輪及び小型特殊自動車については平成27年度分から、三輪以上の軽四輪車等につ

いては、平成２７年４月１日以後に最初の新規検査を受けるものから標準税率が引き上げられます。また、軽自動車税のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から１３年を経過した三輪以上の軽四輪車等について、平成２８年度分から標準税率の概ね２０％の重課が導入され税率が引き上げられます。

ア 軽自動車税の税率の改正

車種区分			現 行	改正後
原動機付 自転車	50cc 以下		1, 000 円	2, 000 円
	50cc 超 90cc 以下		1, 200 円	2, 000 円
	90cc 超 125cc 以下		1, 600 円	2, 400 円
	ミニカー		2, 500 円	3, 700 円
軽二輪（125cc 超 250cc 以下）			2, 400 円	3, 600 円
小型二輪（250cc 超）			4, 000 円	6, 000 円
三輪			3, 100 円	3, 900 円
四輪以上	乗用	自家用	7, 200 円	10, 800 円
		営業用	5, 500 円	6, 900 円
	貨物用	自家用	4, 000 円	5, 000 円
		営業用	3, 000 円	3, 800 円
小型特殊自動車		農耕用	1, 600 円	2, 400 円
		その他	4, 700 円	5, 900 円

イ 重課の導入に係る税率の改正

車種区分			現 行	改正後
				最初の新規検査から１３年を経過した翌年度から
三輪			3,100 円	4,600 円
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	4,500 円

(3) 固定資産税の特例措置に係る改正

償却資産に係る課税標準の特例措置が創設・拡充（わがまち特例の導入）されます。

ア 浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規

定された浸水防止計画に基づき、平成２６年４月１日から平成２９年３月３１日までに取得した浸水防止用設備に対して講じる特例措置が創設されます。

対象資産	特例率	本市の予定割合
浸水防止用設備	2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下で市町村の条例で定める割合	2/3

イ 平成２６年４月１日から平成２９年３月３１日までに取得された自然冷媒を利用したノンフロン製品（一定の業務用冷凍・冷蔵機器）に対して講じる特例措置が創設されます。

対象資産	特例率	本市の予定割合
ノンフロン製品	3/4 を参酌して 2/3 以上 5/6 以下で市町村の条例で定める割合	2/3

ウ 公共の公害防止のために設置された施設又は設備について、対象資産を一部見直し、わがまち特例を導入した上で適用期限が２年延長されます。

対象資産	特例率	本市の予定割合
水質汚濁防止法の特 定施設に係る汚水又 は廃液の処理施設	1/3 を参酌して 1/6 以上 1/2 以下で市町村の条例で定める割合 (現行 1/3)	1/3
大気汚染防止法の指 定物質排出抑制施設	1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下で市町村の条例で定める割合 (現行 1/2)	1/2
土壌汚染対策法の特 定有害物質排出抑制 施設	1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下で市町村の条例で定める割合 (現行 1/2)	1/2

(4) その他所要の改正

地方税法の改正などに伴う条文の整理を行います。

3 今後の対応について

津市市税条例の一部の改正についての議案を平成２６年第２回津市議会定例会へ提出する予定です。